

一般社団法人日本内分泌学会

九州支部規約

(名称)

第 1 条 本会は「日本内分泌学会九州支部」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は九州、沖縄の内分泌代謝学の向上および研究成果の普及をはかり、ひいては医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 支部学術集会の開催（年 1 回）
- (2) 会員相互の連絡及び親睦
- (3) その他必要な事項

(事務局)

第 4 条 本会の運営に必要な事務局を支部長のもとに置き、事務局長 1 名を任命できる。

(支部長等)

- 第 5 条
1. 本会に支部長 1 名、副支部長 1 名を置き、その選出は本支部評議員の互選により行い、支部総会（以下、総会）の承認をうる。
 2. 副支部長は、支部長を補佐する。
 3. 支部長、副支部長の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(支部幹事および支部幹事会)

- 第 6 条
1. 支部幹事は内分泌学会九州支部における学術振興を目的とし、支部の業務を分担する。10 名以上 25 名以内とする。
 2. 支部幹事は内分泌代謝学を担当する大学教室の責任者、および支部長の推薦により支部幹事会において選出され、評議員会および総会の承認を得る。
 3. 任期は 2 年とし、再任は妨げない。
 4. 支部幹事会は支部長が招集し、支部長、副支部長、支部幹事、および事務局長から構成される。支部幹事会の議長は支部長とし、支部の運営に必要な事項を討議する。

(支部学術集會会長)

- 第 7 条
1. 支部学術集會会長は、支部学術集會を総括し運営する。
 2. 支部幹事会において選出し、評議員会および総会の承認を得る。
 3. 任期は 1 年とする。

(会計監事)

- 第 8 条
1. 会計監事は、本会の運営に関する会計を担当する。また、支部幹事会にオブザーバーとして参加し、支部幹事会を監査する。
 2. 評議員会にて評議員の中から 2 名を選出し、総会の承認を得る。
 3. 任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(役員、評議員及び一般会員)

第 9 条 本会は役員、評議員、一般会員により構成され、九州、沖縄に在住する日本内分泌学会会員を入会条件とする。役員は、原則として満 65 歳の誕生日を迎えたあとの総会日をもって任期を満了する。

(1) 役員

- 1) 支部長
- 2) 副支部長
- 3) 支部学術集會会長
- 4) 支部幹事
- 5) 会計監事

(2) 評議員

(3) 一般会員 上記 (1)、(2) 以外の会員

(コンサルタント委員)

- 第 10 条
1. 委員長及び副委員長各 1 名をおき、日本内分泌学会事務局、会員、或いは一般市民からの医療上の問い合わせに対応する。
 2. 評議員会にて評議員の中から、糖尿病・間脳下垂体・小児内分泌・骨 Ca 代謝・甲状腺・副腎性腺の各領域に 1 名を選出する。
 3. 任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(評議員)

- 第 11 条
1. 評議員の選出は評議員会で行い、総会の承認を得る。
 2. 任期は 2 年とし、再任は妨げない。

(任期の開始及び満了)

- 第 12 条
- 下記の通りとする。
1. 支部学術集會会長を除く役員、評議員、コンサルタント委員は、総会承認日または評議員会選出日に就任し、2 年後の総会日または評議員会日をもって満了する。
 2. 支部学術集會会長は、前年度集會終了翌日に就任し、当該年集會終了日をもって満了する。

(名誉会員)

- 第 13 条
- 名誉会員の資格は原則として、3 月 31 日に年齢が満 65 歳以上で支部学術集會会長経験者もしくは大学教授を退官した会員とし、評議員会に推薦し承諾を得るものとする。

(評議員会)

- 第 14 条
- 評議員会は支部長が招集し、議長を務める。評議員会を支部学術集會当日に開催するが、総会と合同で開催できるものとする。評議員会は評議員の半数の出席で成立する。但し、あらかじめ書面をもって他の評議員を代理人として評決を委任した者は出席した者とみなす。評議員会は本支部内規に定めるもののほか、次の事項を審議し、決議は出席した評議員の過半数をもって行う。
- (1) 評議員会から総会へ提出すべき事項
 - (2) その他本会の運営に関する重要事項

(総会)

- 第 15 条
1. 通常の総会は、毎年 1 回支部長が招集する。総会の議長は支部長とし、本内規に定めるもののほか、必要な事項を議決する。
 2. 総会は、会員の過半数の出席で成立する。但し、あらかじめ書面をもって他の会員を代理人として評決を委任した者は出席した者とみなす。

(支部学術集會)

- 第 16 条
- 共同発表者 (= 共演者) のうち少なくとも筆頭演者は日本内分泌学会会員とするが、支部長又は支部集會会長の判断で非会員も認める。

(経費)

- 第 17 条
- 本会の会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり翌年の 1 月 31 日に終わる。本会の経費は会員の参加費及び寄付金をもってこれに当てる。

(会則の変更)

- 第 18 条
- 本会会則は評議員会の出席者の過半数の同意があれば変更の提案をすることができ、変更事項については総会の承認を得る。

[付則] 本会会則は平成 15 年 9 月 20 日より発効する
平成 23 年 8 月 27 日一部改正
平成 24 年 8 月 25 日一部改正
平成 27 年 8 月 31 日一部改正
平成 28 年 9 月 10 日一部改正
令和 4 年 9 月 3 日一部改正